

内部統制システムの整備に関する基本方針

制 定 日 2010年4月1日
改 正 日 2024年3月28日

1. 執行役、執行役員、および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1.1 執行役は、企業倫理の確立ならびに取締役、執行役、執行役員および従業員（以下「社員等」という。）による法令、定款および社内規則の遵守の確保を目的として制定した「ルネサス エレクトロニクスグループCSR憲章」および「ルネサスグローバル行動規範」を率先垂範するとともに、当社および子会社（以下「ルネサス エレクトロニクスグループ」という。）の社員等に対し、周知徹底し、遵守させる。

1.2 執行役は、「ルネサス エレクトロニクスグループCSR憲章」および「ルネサスグローバル行動規範」の周知徹底に係る実践的活動を、担当する部門に行わせ、また、内部監査室に当該活動の実施状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案等を行わせる。

1.3 社員等は、コンプライアンスに関する重要な事実（法令、定款、社内規則の重大な違反を含むが、これに限られない。）を発見した場合には、直ちに監査委員に報告するとともに、経営会議および監査委員会または取締役会において報告する。

1.4 執行役は、「ルネサス エレクトロニクスグループコンプライアンス管理基本規則」においてコンプライアンスの推進体制・啓発活動等の基本的事項を定め、内部統制推進委員会にコンプライアンスに関する事項の審議・決定を行わせ、ルネサス エレクトロニクスグループを対象にした研修等を実施し、徹底を図る。

1.5 執行役は、ルネサス エレクトロニクスグループにおけるコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実に関する内部通報窓口であるルネサス エレクトロニクスグループホットラインを設置し、ルネサス エレクトロニクスグループの社員等および取引先等からの通報を受け付ける。また、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者は何らの不利益を被ることがないことを周知する。

1.6 執行役は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

2. 取締役および執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

2.1 取締役および執行役は、法令に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等その作成および保存に関し法令の定めがある文書等を適切に作成、保存、管理するとともに、「文書管理・保存基本規則」に基づき、社員等の職務に関する各種の文書、帳票類等を適切に作成、保存、管理する。

2.2 取締役は、重要な決裁書類その他執行役の職務執行に係る文書を常時閲覧することができる。

2.3 社員等は、「ルネサス エレクトロニクスグループ秘密情報管理規則」に従い企業秘密を適切に管理し、法令および「個人情報保護基本規則」に従い個人情報を厳重に管理する。

2.4 執行役は、情報セキュリティに関する規則に従い、情報セキュリティに係る責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施し、徹底を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

3.1 執行役は、リスク管理に係る基本的事項を「ルネサス エレクトロニクスグループリスクおよび危機管理規則」に定め、この規則に沿ったリスク管理体制を整備し、構築する。

3.2 リスク管理を担当する執行役または執行役員は、「ルネサス エレクトロニクスグループ リスクおよび危機管理規則」に基づき、会社経営全般に関するリスクを分類し、分類された類型毎のリスクにつき管理体制を整備する。

3.3 各執行役、各執行役員および各部門長は、その担当として定められたリスクの具現化の予防策および具現化した場合の対応策を予め定めることにより、損失の極小化を図る。

3.4 各部門長は、少なくとも1年に1回、リスクの把握と評価を実施し、リスク管理および危機管理を担当する部門長に報告する。リスク管理および危機管理を担当する部門長は、各部門長が報告したリスクの把握と評価を取り纏め自己の部門を担当する執行役員に対して定期的に報告するとともに、特筆すべき重大なリスクが顕在化した場合等は、随時、経営会議に付議する。

3.5 リスクが具現化した場合、その重大性に応じ、執行役および執行役員は、「ルネサス エレクトロニクスグループ リスクおよび危機管理規則」に従い、自らを長とする適切な組織体を設置し、その対応にあたる。

3.6 執行役は、金融商品取引法等、適用される国内外の法令等に基づき、ルネサス エレクトロニクスグループの財務報告に係る内部統制の評価、維持、改善等を行う。

4. 取締役および執行役の職務執行の効率性の確保に関する体制

4.1 取締役は、取締役会を3ヶ月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当社グループの経営の基本方針、法令で定められた事項その他の経営に関する重要事項に関し迅速な意思決定を行うとともに、執行役の職務執行の状況を監督する。

4.2 執行役は、執行役員制度を導入し、適切な権限委譲を行うことにより、その職務を機動的かつ効率的に遂行する。また、経営上の重要事項については、経営会議において審議を行う。

4.3 取締役は、経営計画ならびに年間および半期の予算を取締役会において決定し、その執行状況を監督する。

4.4 執行役および執行役員は、本部長その他の従業員に対し、権限委譲を行うことにより、事業運営に関して迅速な意思決定を行う。執行役、執行役員、本部長その他の従業員の職務権限の行使は、「稟議決裁基本規則」に基づき、適正かつ効率的に行う。

4.5 執行役および執行役員は、その業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的に職務を執行するとともに、取締役会で定めた経営計画および予算の進捗状況を定期的に確認する。

4.6 執行役は、職務執行の効率化を図るため、ルネサス エレクトロニクスグループにおける各種業務用情報システムの構築、運用および改善を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

5.1 執行役は、「ルネサス エレクトロニクスグループCSR憲章」、「ルネサスグローバル行動規範」および「ルネサス エレクトロニクスグループコンプライアンス管理基本規則」に基づき、ルネサス エレクトロニクスグループ全体のコンプライアンス体制を整備するため、子会社に対し必要な指導および支援を行う。

5.2 執行役は、「関係会社等管理運営基本規則」に基づき、業務主管部門を通じて、子会社の日常的な管理、指導および支援を行うとともに、子会社の取締役の職務の執行に係る事項について定期的な報告を行わせる。

5.3 執行役は、リスク管理を担当する部門を通じ、子会社において、リスク管理および危機管理に関する規程の制定、危機発生時の連絡網および行動計画の作成等を行わせる。

5.4 執行役は、内部統制推進委員会等を通じ、ルネサス エレクトロニクスグループ共通の意思決定ルールの策定およびグループガバナンスの方針決定等を行う。

5.5 執行役は、子会社の事業運営に関する重要事項を、当該子会社の株主総会または取締役会の決議事項とし、当社においてその重要度に応じた決裁（取締役会での承認を含む。）を行ったうえで、株主権を直接または間接に行使する。

5.6 執行役は、ルネサス エレクトロニクスグループ全体の業務の適正性を確保するため、内部監査室にルネサス エレクトロニクスグループの監査を行わせるとともに、主要な子会社に、内部監査機能を持つ部門または個人を配置し、内部監査室および子会社監査役等との連携を図らせる。

5.7 監査委員は、法令および定款への適合等の観点から、ルネサス エレクトロニクスグループの調査を行うとともに、監査に関して子会社監査役等と意見交換等を行い、連携を図る。

6. 監査委員会の職務を補助すべき従業員、当該従業員の執行役からの独立性、および当該従業員への指示の実効性の確保に関する事項

6.1 執行役は、監査委員の職務遂行を補助する専任または兼任スタッフからなる監査委員会室を設置する。当該スタッフの人事考課、異動、懲戒等については、監査委員会との事前の協議を要するとともに、当該スタッフは、監査委員補助業務について執行役の指揮・監督を受けない。

7. ルネサス エレクトロニクスグループの社員等および子会社監査役等が監査委員会に報告するための体制、ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

7.1 ルネサス エレクトロニクスグループの社員等および子会社監査役等は、監査委員の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

7.2 ルネサス エレクトロニクスグループの社員等および子会社監査役等は、以下に定める事項について、監査委員会または監査委員に対して報告する。

- ① ルネサス エレクトロニクスグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 内部監査室による監査の計画および実施結果
- ③ コンプライアンスに関する重要な事項（ルネサス エレクトロニクスグループ ホットラインの通報状況および主な内容を含む。）
- ④ その他、予め監査委員会で定めた報告事項

7.3 内部監査室は、監査委員会に対し、ルネサス エレクトロニクスグループに係る内部監査報告書を定期的に提出し、内部監査結果を報告する。

7.4 内部統制推進委員会は、監査委員会に対し、ルネサス エレクトロニクスグループ ホットラインによる通報状況を定期的に報告する。

7.5 当社は、監査委員会または監査委員へ報告をしたルネサス エレクトロニクスグループの社員等および子会社監査役等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「内部通報規則」および社内サイトにおいて明記する。

8. 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

8.1 当社は、監査委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、当該費用または債務を負担する。

9. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

9.1 監査委員会が選定する監査委員は、必要と認める重要な会議に出席することができる。執行役は、会社の重要情報に対する監査委員会のアクセス権限を保障する。

9.2 執行役は、監査委員会が監査を実施するために必要な監査環境の整備に努める。

9.3 監査委員は、原則として3ヶ月に1回以上監査委員会を開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

9.4 監査委員は、執行役と定期的に会合を持ち、意見交換等を実施する。

附則

本基本方針の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、法令の改正、組織変更等による用語または組織名称の変更等実質的な変更を伴わない変更については、CEOが決定することができる。

以 上